

岩手県剣道連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟は岩手県剣道連盟と称す。

第2条 本連盟の事務所を盛岡市に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本連盟は、剣道、居合道及び杖道（以下「剣道等」という）の健全な発展と奨励に努め加盟団体相互の連絡並びに親睦融和を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- 1 剣道等の大会及び講習会の開催並びに後援
- 2 剣道等に関する調査研究
- 3 剣道等の技量の審査及び段級位の付与
- 4 その他本連盟の目的達成に必要と認める事項

第3章 組織

第5条 本連盟は下記の会員を以て組織する。

1 団体会員

- (ア) 岩手県下に結成された各支部
- (イ) その他の団体会員

学剣連・高体連・中体連・道場連盟・スポーツ少年団・夢想寿会・居合道部会・杖道部会等

2 個人会員

- (ア) 推薦会員・・剣道練達者及び功労者にして、本連盟の推薦する者
- (イ) 篤志会員・・剣道に理解を有し、篤志を以て本連盟の事業に協力する者
- (ウ) 一般会員・・段級受審時に登録料を納入した者

第6条 会員の加入及び脱退については、理事会の承認を要する。

第7条 本連盟の会員たるの義務に違反し又は体面を汚した者は除名することができる。

第4章 会員の権利及び義務

第8条 本連盟の会員は権利義務を持つものとする。

- 1 本連盟の諸施設を利用することができる
- 2 本連盟主催の大会、講習会等に出席することができる
- 3 本連盟主催の段級位審査を受けることができる
- 4 団体会員は、毎年次に定める負担金を本連盟に納付しなければならない
市・町村・・人口及び登録人数による。
高等学校・・男女各 20,000 円。
- 5 会員は、段級位受審時に会員登録料（別に定めた額）を納入しなければならない

第5章 会議

第9条 本連盟の会議は、代議員会・理事会・常任理事会・専門委員会とする。

第10条 代議員会は本連盟の最高議決機関とし、議長は代議員の互選とする。

第11条 代議員は、市支部2名、町村支部及び中体連、高体連、学剣連、道場連盟、スポ少、夢想寿会、居合道部会、杖道部会等は各1名を選出する。

第12条 代議員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠代議員の任期は前任者の残任期間とする。代議員は任期満了後も後任者の就任するまでその義務を負わなければならない。

第13条 代議員会は、毎年春期に開催する。但し会長が必要と認めた時は、隨時開催することができる。

第14条 定例代議員会において次の事項を審議する。

- 1 予算及び決算 2 年度事業計画 3 規約の改正 4 役員の選出
- 5 第8条4・5項、第11条及び第19条3項に関すること 6 その他

第15条 代議員会は、代議員の半数以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数を以て決する。代議員が書面を以て議決権を委任した場合は出席者とみなす。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第16条 理事会は、会長之を招集し議長となり代議員会に提出する議案その他連盟の会務につき審議する。

第2号 常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。理事会、代議員会を開催するいとまがない場合の緊急な問題について決定することができる。但しつぎの理事会、代議員会に報告しなければならない。

第17条 専門委員会として次の会をおく。

- 1 審査員選考委員会 2 選手選考委員会 3 称号、各賞候補者選考委員会
 - 4 大会運営委員会 5 広報委員会 6 強化委員会
 - 7 審査・講習会検討委員会 8 居合・杖道委員会
- (法人化検討委員会) (71回国体対応委員会)

第 6 章 役 員

第18条 本会に次の役員をおく。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 理事 若干名 (内理事長1名、副理事長1名とし、常任理事若干名とする)
- 監事 2名

第19条 役員の選出方法は次の通りとする。

- 1 会長は、代議員会において選出する。
- 2 副会長は、代議員会にはかって会長が之を委嘱する
- 3 理事は、代議員会において別に定める数を選出する。但し内若干名は会長が代議員にはかって委嘱し常任理事になる。
- 4 理事長・副理事長は、理事の互選とする
- 5 監事は、代議員会において選任し他の役員の兼任を認めない。
- 6 専門委員会委員は、会長が理事会にはかって之を委嘱する

第20条 役員の任務は次の通りとし任期は2年とする。但し再任を妨げない

- 1 会長は、本連盟を代表し之を総理する
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは之を代理する。
- 3 理事長は、理事会を代表し、常任理事と共に常時会務に当たる。理事長事故あるときは副理事長が代行する
- 4 監事は、本連盟事業の執行状況及び会計その他の会務を監査する

第21条 本連盟の事務執行のため事務局員をおくことができる。事務局員は会長之を委嘱する。

第 7 章 名誉会長・顧問等

第22条 本会に次の特別職をおくことができる。

- 1 名誉会長 1名
- 2 顧問 若干名
- 3 参与 若干名

第23条 特別職は必要に応じ会長が之を委嘱し任期は2年とする。但し再任を妨げない。

名誉会長及び顧問は必要に応じ会長の諮問に応じる。参与は本連盟の特定業務に関する諮問に応じ、その推進に協力する。

第 8 章 称号・段級位

第24条 剣道等に関する称号並びに段級位は、全日本剣道連盟称号段位審査規則及び岩手県剣道連盟段級位審査規則による。

第 9 章 会 計

第25条 本連盟の経費は、負担金・登録料・手数料・寄付金その他の収入を以て充てる。

第26条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

附 則

- 1 本規約施行上必要な規則は、理事会にはかつて会長之を定める。
- 2 本規約は、昭和28年6月13日から施行する。
- 3 本規約は、昭和34年4月12日から改正施行する。
- 4 本規約は、昭和41年2月26日から改正施行する。
- 5 本規約は、昭和48年2月8日から改正施行する。
- 6 本規約は、昭和58年2月13日から改正施行する。
- 7 本規約は、昭和59年2月12日から改正施行する。
- 8 本規約は、昭和63年1月12日から改正施行する。
- 9 本規約は、平成2年4月1日から改正施行する。
- 10 本規約は、平成5年2月11日から改正施行する。
- 11 本規約は、平成11年2月11日から改正施行する。
- 12 本規約は、平成13年2月11日から改正施行する。
- 13 本規約は、平成14年6月22日から改正施行する。
- 14 本規約は、平成19年2月11日から改正施行する。
- 15 本規約は、平成25年2月10日から改正施行する。
- 16 本規約は、平成26年2月11日改正し、4月1日より施行する。
- 17 本規約は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 18 本規約は、平成28年4月1日から改正施行する。